

公 告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理人（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第 22 条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 10 日

砂川市長 飯 澤 明 彦

1. 特定空家等の概要

所 在 砂川市空知太東三條二丁目 393 番地 76、393 番地 77、393 番地 78、393 番地 79
家屋番号 393 番 76 の 3
種 類 店舗・居宅
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
延床面積 152.30 m²

2. 所有者等に命ずる必要な措置の内容

特定空家等について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、周辺の住民及び通行人等に対し甚大な被害を与える危険性が高いことから、特定空家等を除却するとともに、その敷地・建物内部に残置されている動産（以下「動産等」という。）を搬出し適正に処理すること。

3. 措置の期限

令和 6 年 6 月 10 日

4. 砂川市長による措置

所有者等が上記 3 の期限までに上記 2 の措置を行わないときは、法第 22 条第 10 項の規定により市長または市長が命じた者もしくは委任した者（以下「市長等」という。）が上記 2 の措置を行う。

5. 動産等の取扱い

市長等が上記 2 の措置を行うときは、建築物等及びその敷地に残置されている動産等

を撤去・処分する。

動産等について、権利等を主張しようとする者は、上記 3 の期限までに運び出し又はその者を指定して保管し、もしくは引き渡すよう、6 の問い合わせ先へ通知すること。

6. 問い合わせ先

砂川市建設部建築住宅課建築指導係 電話 0125-74-8760 FAX 0125-74-8798